

第五十一回国会
衆議院
内閣委員會議録第一号

本国会召集日(昭和四十年十二月二十日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 河本 敏夫君

理事 井原 岸高君	理事 伊能繁次郎君
理事 岩動 道行君	理事 辻 寛一君
理事 八田 貞義君	理事 田口 誠治君
理事 村山 喜一君	理事 山内 広君
理事 白井 莊一君	理事 小笠 公昭君
理事 大高 康君	理事 岡崎 英城君
理事 加藤 高藏君	理事 額 彌三君
理事 佐伯 宗義君	理事 塚田 徹君
理事 野呂 恭一君	理事 藤尾 正行君
理事 保科善四郎君	理事 前田 正男君
理事 湊 徹郎君	理事 舊ヶ久保重光君
理事 稻村 隆一君	理事 大出 俊君
理事 角屋堅次郎君	理事 中村 高一君
理事 檜崎弥之助君	理事 伊藤卯四郎君
理事 受田 新吉君	

昭和四十年十二月二十二日(水曜日)
午後零時十四分開議
出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 井原 岸高君	理事 伊能繁次郎君
理事 岩動 道行君	理事 辻 寛一君
理事 八田 貞義君	理事 田口 誠治君
理事 村山 喜一君	理事 山内 広君
理事 白井 莊一君	理事 小笠 公昭君
理事 額 彌三君	理事 塚田 徹君
理事 野呂 恭一君	理事 藤尾 正行君
理事 保科善四郎君	理事 前田 正男君

出席國務大臣
伊藤卯四郎君
受田 新吉君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君	人事院總裁 佐藤 達夫君	人事院事務官 (給与局長) 瀧本 忠男君	總理府事務官 増子 正宏君	總理府事務官 (人事局長) 細田 吉藏君	總理府事務副官 吉藏君
總理府事務官 井原 敏夫君	行政管理局長 堀田 政孝君	自治政務次官 大西 正男君	自治事務官 (行政局長) 佐久間 彊君	専門員 茨木 純一君	

委員外の出席者

十二月二十一日
委員塚田徹君辞任につき、その補欠として稻葉修君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員稻葉修君辞任につき、その補欠として塚田徹君が議長の名で委員に選任された。

十二月二十日

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外二名提出、参法第一号)(予)

同日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○河本委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。
すなわち、国の行政の改善をはかり、公務員の制度及び給与の適正を期するため、
一 行政機構並びにその運営に関する事項
二 恩給及び法制一般に関する事項
三 国の防衛に関する事項
四 公務員の制度及び給与に関する事項

五 榮典及び旧勲章に関する事項

以上の各事項において國政調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河本委員長 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上各案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「九百円をこえるときは九百円」を「千円をこえるときは、その額と千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が五百円をこえるときは、五百円)を千円に加算した額」に改め、同項及び同条第三項中「四百円」を「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

号 俸	職務の等級							
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 78,800	円 57,400	円 47,600	円 38,600	円 29,600	円 23,800	円 20,500	円 15,500
2	82,800	60,500	50,000	40,800	31,700	25,500	21,600	16,100
3	86,800	63,600	52,400	43,000	33,800	27,200	22,700	16,700
4	90,800	66,700	54,800	45,200	35,900	29,100	23,800	17,300
5	94,800	69,800	57,200	47,400	38,000	31,000	25,300	17,900
6	98,800	72,900	59,600	49,600	40,100	32,900	26,800	18,700
7	102,800	76,000	62,000	51,800	42,200	34,800	28,400	19,600
8	106,800	79,000	64,300	54,000	44,300	36,700	30,100	20,500
9	110,800	82,000	66,600	56,100	46,200	38,500	31,800	21,400
10	114,500	84,600	68,900	58,200	48,100	40,300	33,500	22,300
11	117,700	86,800	71,200	60,300	50,000	42,100	34,800	23,300
12	119,900	89,000	73,500	62,300	51,600	43,700	36,100	24,300
13	122,100	90,900	75,800	64,300	53,200	45,300	37,400	25,400
14	124,200	92,800	78,100	66,300	54,300	46,400	38,300	26,500
15	126,300	94,700	79,800	68,300	55,400	47,500	39,200	27,200
16			81,500	70,300	56,400	48,500		27,900
17				71,900	57,400	49,500		28,600
18				73,500	58,400	50,500		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(㊦)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 31,200	円 23,800	円 20,700	円 15,700	円 13,300
2	32,900	25,100	21,700	16,400	13,900
3	34,600	26,500	22,700	17,100	14,500
4	36,300	28,000	23,800	17,800	15,100
5	38,000	29,600	24,900	18,700	15,700
6	39,700	31,200	26,000	19,700	16,300
7	41,400	32,600	27,200	20,700	16,900
8	42,900	34,000	28,400	21,700	17,500
9	44,400	35,400	29,700	22,600	18,400
10	45,900	36,700	31,000	23,500	19,300
11	47,200	38,000	32,100	24,400	20,100
12	48,400	39,300	33,200	25,300	20,900
13	49,600	40,400	34,300	26,100	21,700
14	50,700	41,500	35,400	26,900	22,400
15	51,800	42,500	36,400	27,700	23,100
16	52,800	43,500	37,400	28,500	23,800
17	53,800	44,500	38,400	29,300	24,400
18	54,800	45,300	39,100	30,100	25,000
19	55,700	46,100	39,800	30,800	25,600
20	56,600	46,900	40,500	31,500	26,200
21	57,500	47,700	41,200	32,200	26,800
22	58,400	48,500	41,900	32,900	27,500
23	59,300	49,200	42,500	33,600	28,200
24	60,200	49,900	43,100	34,200	28,900
25	61,100	50,600	43,700	34,800	29,600
26	62,000			35,400	30,200
27					30,800
28					31,400
29					32,000
30					32,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 66,700	円 57,400	円 44,200	円 34,900	円 27,700	円 22,700	円 16,800
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,500
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,200
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	18,900
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	19,600
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	20,500
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	21,400
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	22,300
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	23,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	24,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,200	25,700
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,500	27,100
13		86,300	69,900	58,500	49,600	40,800	28,000
14		88,100	71,900	59,600	50,600	41,700	28,800
15		89,900	73,900	60,700	51,600	42,600	29,600
16			75,900	61,700			
17			77,500				
18			79,100				
19			80,700				
20			82,300				
21			83,900				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 66,700	円 57,400	円 44,200	円 30,700	円 22,700	円 19,600	円 17,500
2	69,800	60,500	46,400	32,800	24,200	20,600	18,200
3	72,900	63,600	48,600	34,900	26,100	21,600	18,900
4	76,000	66,700	50,800	37,000	28,000	22,700	19,600
5	79,000	69,800	53,000	39,100	29,900	24,000	20,600
6	82,000	72,300	55,200	41,200	31,800	25,800	21,600
7	84,600	74,600	57,400	43,400	33,700	27,600	22,700
8	87,200	76,900	59,600	45,600	35,600	29,500	24,000
9	89,500	78,900	61,700	47,800	37,600	31,400	25,800
10	91,800	80,900	63,800	49,900	39,600	33,300	27,600
11	93,900	82,700	65,900	52,000	41,600	35,200	29,500
12	96,000	84,500	67,900	53,900	43,400	37,000	31,400
13		86,300	69,900	55,800	45,200	38,800	33,300
14		88,100	71,900	57,400	47,000	40,600	35,200
15		89,900	73,900	59,000	48,700	42,400	37,000
16			75,900	60,100	50,400	44,200	38,800
17			77,500	61,200	51,700	46,000	40,400
18			79,100	62,200	53,000	47,600	42,000
19			80,700	63,100	54,000	49,200	43,600
20			82,300	64,000	55,000	50,500	45,200
21			83,900	64,800	55,900	51,800	46,600
22				65,600	56,800	52,700	48,000
23				66,400	57,600	53,600	49,000
24					58,400	54,400	49,900
25					59,200	55,200	50,800
26					60,000	56,000	51,600
27						56,800	52,400
28						57,600	53,200
29							54,000
30							54,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 66,700	円 57,400	円 44,200	円 34,900	円 27,700	円 22,700	円 17,100	円 14,600
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,900	15,200
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,700	15,800
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	19,600	16,400
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	20,500	17,100
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	21,500	17,800
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	22,500	18,600
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	23,600	19,400
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	24,900	20,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	26,300	21,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,400	27,800	22,300
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,700	29,300	23,300
13		86,300	69,900	58,500	49,600	41,000	30,800	24,600
14		88,100	71,900	59,600	50,600	42,200	32,300	25,900
15		89,900	73,900	60,700	51,600	43,400	33,800	27,100
16			75,900	61,700	52,600	44,300	35,100	28,200
17			77,500		53,600	45,200	36,400	29,200
18			79,100			46,100	37,400	30,200
19			80,700			47,000	38,400	31,200
20			82,300				39,200	32,100
21			83,900				40,000	33,000
22							40,800	33,800

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 58,700	円 44,900	円 34,000	円 25,400	円 18,300
2	61,800	47,700	36,700	26,900	19,100
3	64,900	50,500	39,300	28,400	20,100
4	68,200	53,300	41,900	29,900	21,300
5	71,500	56,100	44,300	31,800	22,700
6	74,800	58,600	46,700	33,800	24,100
7	78,100	61,100	49,100	35,800	25,400
8	81,400	63,600	51,500	37,800	26,600
9	84,400	65,800	53,700	39,700	27,800
10	87,400	68,000	55,700	41,600	29,000
11	90,400	69,900	57,300	43,200	30,400
12	92,700	71,800	58,900	44,800	31,800
13	95,000	73,200	60,200	46,400	33,200
14	97,100	74,600	61,500	48,000	34,500
15	99,200	76,000	62,800	49,300	35,800
16	101,300	77,400	64,100	50,600	37,100
17	103,400	78,800	65,400	51,800	38,200
18	105,400				39,300
19	107,400				40,400
20					41,400
21					42,400

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(イ)

職 務 等 級 号 棒	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	33,400	25,600	20,200	15,500
2	35,600	26,900	21,200	16,200
3	37,800	28,300	22,200	17,000
4	39,900	29,700	23,300	17,800
5	42,000	31,400	24,400	18,600
6	43,800	33,400	25,600	19,400
7	45,600	35,400	26,800	20,200
8	47,400	37,400	28,100	21,000
9	48,800	39,200	29,400	21,900
10	50,200	40,900	30,900	22,900
11	51,600	42,600	32,400	24,000
12	53,000	44,100	33,900	25,200
13	54,200	45,500	35,300	26,400
14	55,400	46,500	36,700	27,600
15	56,600	47,500	38,100	28,800
16	57,800	48,500	39,500	30,000
17	59,000	49,500	40,700	31,100
18	60,000	50,500	41,900	32,200
19	61,000	51,400	42,900	33,200
20	62,000	52,300	43,900	34,200
21	63,000	53,200	44,700	35,000
22	64,000	54,100	45,500	35,800
23	65,000		46,300	36,600
24				37,300

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(イ)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 54,600	円 40,100	円 33,500	円 23,000	円 17,900
2	57,800	43,000	36,100	24,300	18,900
3	61,000	45,900	38,700	25,600	19,900
4	64,200	48,800	41,300	27,300	21,000
5	67,400	51,700	43,900	29,200	22,200
6	70,600	54,300	46,500	31,100	23,400
7	73,800	56,900	49,100	33,100	24,700
8	77,000	59,400	51,100	35,200	26,300
9	80,200	61,800	53,100	37,300	28,100
10	83,400	64,200	55,100	39,400	30,000
11	86,600	66,600	57,100	41,500	32,000
12	89,800	69,000	59,000	43,600	34,000
13	93,000	71,200	60,900	45,700	36,000
14	96,100	73,400	62,700	47,300	38,000
15	99,200	75,600	64,500	48,900	40,000
16	102,300	77,600	66,300	50,500	42,000
17	105,400	79,600	68,100	52,100	43,600
18	108,200	81,600	69,900	53,300	45,200
19	111,000	83,400	71,700	54,500	46,400
20	113,800	85,200	73,500	55,700	47,600
21	116,600	86,700	75,000	56,800	48,800
22	119,400	88,200	76,500	57,900	50,000
23	122,100	89,700	78,000	59,000	51,000
24	124,200	91,100	79,500	60,100	52,000
25	126,300	92,500	80,700	61,200	53,000
26			81,900	62,300	54,000
27			83,100	63,400	55,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の23号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(イ)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	37,200	18,700	16,500
2	39,200	20,200	17,200
3	41,200	21,600	17,900
4	43,200	23,000	18,700
5	45,300	24,100	19,800
6	47,400	25,200	20,900
7	49,400	26,400	22,000
8	51,400	28,000	23,100
9	53,400	29,600	24,200
10	55,400	31,3 00	25,300
11	57,400	33,200	26,700
12	59,400	35,200	28,100
13	61,400	37,200	29,700
14	63,400	39,100	31,300
15	65,400	41,000	32,800
16	67,400	42,900	34,300
17	69,400	44,800	35,700
18	71,300	46,700	37,100
19	72,900	48,600	38,300
22	74,500	50,400	39,500
21	76,100	52,100	40,400
22	77,700	53,800	41,300
23	79,100	55,300	42,200
24	80,500	56,700	43,100
25	81,700	58,100	
26	82,900	59,500	
27	84,100	60,800	
28	85,300	62,100	
29		63,400	
30		64,600	
31		65,800	
32		67,000	
33		68,100	
34		69,200	
35		70,300	
36		71,400	
37		72,500	
38		73,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(イ)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	46,100	21,600	16,500
2	48,200	23,000	17,200
3	50,400	24,200	17,900
4	52,600	25,400	18,700
5	54,800	26,700	19,800
6	57,200	28,400	20,900
7	59,600	30,100	22,000
8	62,000	31,900	23,100
9	64,400	33,900	24,300
10	66,800	35,900	25,500
11	69,200	38,000	27,100
12	71,600	40,000	28,800
13	73,900	42,000	30,700
14	76,200	44,000	32,600
15	78,500	46,000	34,500
16	80,800	48,000	36,400
17	83,100	50,000	38,200
18	85,100	52,000	40,000
19	87,100	54,000	41,800
20	89,100	56,000	43,200
21	91,100	58,000	44,600
22	92,700	60,000	45,800
23	94,300	62,000	47,000
24	95,900	64,000	47,900
25	97,500	66,000	48,800
26		68,000	49,700
27		70,000	50,600
28		71,900	51,500
29		73,500	52,400
30		75,100	53,300
31		76,600	54,200
32		78,100	55,100
33		79,500	
34		80,900	
35		82,100	
36		83,300	
37		84,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	86,500	45,900	33,500	24,200	18,700
2	89,700	48,600	36,100	25,400	20,200
3	92,900	51,300	38,700	26,700	21,600
4	96,000	53,900	41,300	28,400	23,000
5	99,100	56,600	43,900	30,100	24,200
6	102,200	59,300	46,500	31,900	25,400
7	105,300	62,000	49,100	33,900	26,700
8	108,200	64,700	51,700	35,900	28,400
9	111,000	67,400	54,300	38,000	30,100
10	113,800	70,600	56,900	40,000	31,900
11	116,600	73,800	59,400	42,000	33,800
12	119,400	77,000	61,800	44,000	35,700
13	122,100	80,200	64,200	46,000	37,600
14	124,300	83,400	66,600	48,000	39,400
15	126,400	86,600	69,000	50,000	41,200
16		89,800	71,200	52,000	43,000
17		93,000	73,400	54,000	44,500
18		96,100	75,600	56,000	46,000
19		99,200	77,600	58,000	47,200
20		102,300	79,600	60,000	48,400
21		104,900	81,600	62,000	49,600
22		107,000	83,400	64,000	50,600
23		109,100	85,200	66,000	51,600
24			86,600	68,000	52,600
25				70,000	53,600
26				71,900	54,600
27				73,500	
28				75,100	
29				76,600	
30				78,100	
31				79,500	
32				80,900	
33				82,100	
34				83,300	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 50,400	円 32,000	円 20,900	円 17,900	円 15,500
2	52,900	34,400	22,200	18,800	16,100
3	55,400	36,800	23,500	19,800	16,700
4	57,900	39,200	25,000	20,800	17,300
5	60,700	41,500	26,900	22,000	17,900
6	63,500	43,800	29,000	23,200	18,800
7	66,600	46,100	31,100	24,500	19,800
8	69,700	48,200	33,200	26,200	20,800
9	73,100	50,300	35,300	27,900	21,800
10	76,500	52,400	37,400	29,900	22,800
11	80,100	54,400	39,500	31,900	23,900
12	83,700	56,400	41,600	33,900	25,100
13	87,400	58,400	43,700	35,900	26,300
14	91,200	60,400	45,800	37,900	27,500
15	95,000	62,400	47,900	39,900	28,400
16	98,800	64,400	49,700	41,800	29,300
17	102,300	66,200	51,500	43,300	30,200
18	105,600	68,000	53,300	44,800	
19	108,900	69,800	55,100	46,200	
20	111,400	71,400	56,500	47,400	
21	113,800	73,000	57,900	48,600	
22	116,200	74,600	59,100	49,600	
23	118,600	76,000	60,300	50,600	
24	120,700	77,400	61,500	51,600	
25	122,800	78,800	62,700	52,600	
26		80,200	63,900	53,600	
27		81,600	65,100		
28		83,000			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 73,800	円 52,000	円 40,400	円 26,200
2	77,000	55,100	43,300	28,100
3	80,200	58,200	46,200	30,000
4	83,400	61,300	49,100	31,900
5	86,600	64,400	52,000	34,300
6	89,800	67,500	54,600	36,800
7	92,700	70,600	57,200	39,300
8	95,600	73,700	59,800	41,900
9	98,500	76,700	62,300	44,500
10	101,400	79,700	64,800	47,100
11	103,900	82,400	67,300	49,700
12	106,400	85,100	69,700	51,600
13	108,900	87,600	72,100	53,500
14	111,400	89,600	74,000	55,400
15	113,800	91,600	75,600	57,300
16	116,200	93,300	77,200	59,200
17	118,600	95,000	78,600	61,000
18	120,700	96,700	80,000	62,800
19	122,800	98,400	81,400	64,400
20			82,800	66,000
21			84,200	67,300
22				68,600
23				69,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(㊦)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 59,500	円 42,700	円 27,600	円 20,500	円 17,900	円 16,100
2	62,700	45,100	29,700	21,600	18,700	16,700
3	65,900	47,500	31,800	22,700	19,600	17,300
4	69,100	49,900	33,900	23,800	20,500	17,900
5	72,300	52,300	36,000	25,500	21,500	18,700
6	75,400	54,700	38,100	27,200	22,600	19,600
7	78,500	57,000	40,200	29,000	23,700	20,500
8	81,100	59,300	42,300	30,800	25,100	21,400
9	83,700	61,300	44,400	32,700	26,600	22,200
10	85,800	63,300	46,300	34,700	28,200	22,900
11	87,900	65,300	48,200	36,700	29,900	23,600
12	89,600	67,100	50,100	38,500	31,600	24,300
13	91,300	68,900	51,800	40,300	33,300	25,000
14	92,900	70,700	53,500	42,100	34,800	
15	94,500	72,100	54,900	43,600	36,100	
16	96,100	73,500	56,300	45,100	37,400	
17		74,900	57,300	46,200	38,300	
18		76,300	58,300	47,300	39,200	
19				48,300	39,900	
20				49,300	40,600	
21				50,100		
22				50,900		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(㊦)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	35,400	27,900	19,700	16,500
2	37,500	28,900	20,700	17,300
3	39,600	31,000	21,700	18,100
4	41,700	33,100	22,700	18,900
5	43,800	35,200	23,800	19,700
6	45,900	37,100	25,200	20,600
7	47,800	39,000	26,700	21,600
8	49,700	40,900	28,200	22,600
9	51,600	42,800	29,700	23,700
10	53,300	44,500	31,300	25,000
11	55,000	46,200	32,900	26,300
12	56,700	47,600	34,500	27,700
13	58,100	49,000	35,900	29,100
14	59,500	50,400	37,300	30,300
15	60,900	51,400	38,300	31,500
16	62,300	52,400	39,300	32,300
17	63,700	53,300	40,200	33,100
18	64,900	54,200	41,100	33,900
19	66,100	55,100	42,000	34,700
20	67,300	56,000	42,900	35,500
21	68,400	56,900	43,800	
22	69,500	57,800		
23	70,500	58,700		
24	71,500			
25	72,500			
26	73,500			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
	円	円
1	170,000	108,700
2	180,000	113,400
3	190,000	118,100
4	200,000	122,800
5	210,000	127,500
6	220,000	132,200
7	240,000	136,900
8		141,600
9		146,300

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の初日）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の初日）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十九条の三第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。

第十九条の三第二項中「支給日」を「基準日」に改め、「以下次条第二項において同じ。」を削り、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第十九条の四第一項を次のように改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

一 三月一日 同日以前十二月以内の期間
二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間
第十九条の四第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第七項中、期末手当の支給日を「第十九条の三第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を「同項の規定により人事院規則で定める日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、

し、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（最高号俸等の切替等）

3 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）
4 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日）において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあっては、この法律の施行の日以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等（人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。）

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）
5 切替日からこの法律の施行の前日までの間にあって、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院

の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

9 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれが職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときに於ける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

10 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四の規定の昭和四

十一年三月一日における適用については、同条
第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十
一箇月十七日以内」とする。

11 第二条の規定による改正後の一般職の職員の
給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の
四の規定の昭和四十一年六月一日における適用
については、同法第十九条の三第二項各号列記
以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十
七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」と
あるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第
三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同
法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあ
るのは「五箇月十七日以内」とする。

12 (人事院規則への委任)
この附則に定めるもののほか、この法律(次
項を除く)の施行に関し必要な事項は、人事院
規則で定める。

13 (国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部
改正)
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和
二十四年法律第二百号)の一部を次のように改
正する。

第二条第四項中「扶養手当の月額との合計額」
を「同日におけるその者の扶養親族の数に応じ
て一般職給与法第十一條第三項の規定の例によ
つて算出した額との合計額(同条の規定が適用
されない職員にあつては、同日における俸給の
月額)」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「この場合にお
いて、」の下に「第二条第四項中「一般職給与法
第十一條第三項」とあるのは「防衛庁職員給与法
(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十二条第
三項」とを加え、「昭和二十七年法律第二百
六十六号」を削り、同条第四号中「職員の俸給
の月額と扶養手当の月額との合計額」を「俸給の
月額」に、「職員の俸給、扶養手当」を「俸給」に
改める。

附則別表 昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職俸給表(一)				1~3	2~8	6~12	9~15	
行政職俸給表(二)	2~12	8~18	11~21	18~28	25~31			
税務職俸給表			1	1~6	4~10	7~13		
公安職俸給表(一)			1	2~8	7~13	10~16	13~19	
公安職俸給表(二)			1	1~6	4~10	7~13	13~19	17~23
海事職俸給表(一)		1~5	4~10	9~15	15~21			
海事職俸給表(二)	4~10	9~15	14~20	20~26				
教育職俸給表(一)			1~6	3~9	9~15	12~18		
教育職俸給表(二)		9~15	15~21					
教育職俸給表(三)	1~4	12~18	15~21					
研究職俸給表			2~8	9~15	12~18			
医療職俸給表(一)				1~6	7~13			
医療職俸給表(二)			4~10	9~15	12~18			
医療職俸給表(三)	1~5	4~10	10~16	14~16				

備考(一) この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1~3」等とある
のは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

(二) この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与
に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六
号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に
よる職務の等級及び号俸を示す。

規定に基づいて、昭和四十一年九月一日からこの
法律の施行の日の前日までの間に秘書官に支払
われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に
関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定の例に準じて、
特別職の職員のうち秘書官の俸給月額を改定する必
要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第
二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千四百十円」を「四千六
百四十円」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の二百十」を「百
分の二百二十」に改める。

第二十五条第二項中「八千二百円」を「九千二
百円」に改める。

附則中第十五項を第十六項とし、第九項から
第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次
に次の一項を加える。

9 昭和二十年八月十五日に現に恩給法の一部
を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一
号)による改正前の恩給法(大正十二年法
律第四十八号)第二十一条に規定する軍人
(以下この項において「軍人」という。)で
あった者で昭和二十八年八月一日から昭和三十
二年六月三十日までの間に保安官、警備官
又は自衛官(以下この項において「自衛官
等」という。)となったもの(政令で定める者
を除く)の国家公務員等退職手当法第七條第
一項の規定による勤続期間の計算について
は、その者の軍人であった期間は、政令で定
めるところにより、その者の最初に開始する
自衛官等としての在職期間に引き続いたもの
とみなす。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
秘書官	
八号俸	九五、五〇〇円
七号俸	八六、〇〇〇円
六号俸	七六、五〇〇円
五号俸	六八、〇〇〇円
四号俸	六〇、〇〇〇円
三号俸	五二、五〇〇円
二号俸	四五、〇〇〇円
一号俸	四〇、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭
和四十一年九月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 170,000	円 121,300	1	円 87,800	円 64,000	円 53,100	円 35,400
2	180,000	126,500	2	92,300	67,500	55,800	37,700
3	190,000	131,700	3	96,800	71,000	58,500	40,100
4	200,000	136,900	4	101,300	74,500	61,200	43,000
5	210,000	142,200	5	105,800	77,900	63,900	45,500
6		147,500	6	110,300	81,300	66,500	48,900
7		152,800	7	114,700	84,700	69,100	50,500
8		158,000	8	119,100	88,100	71,700	52,900
9		163,200	9	123,500	91,400	74,300	55,300
			10	127,700	94,300	76,900	57,700
			11	131,300	96,800	79,500	60,100
			12	133,800	99,200	82,000	62,500
			13	136,200	101,400	84,500	64,900
			14	138,600	103,500	87,000	67,200
			15	140,900	105,600	89,000	69,500
			16			90,900	71,800
			17				74,000
			18				76,200
			19				78,400
			20				80,200
			21				82,000

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空	将将将			陸將補 海將補 空將補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		甲	乙	丙					
1	円	170,000	円 122,900	円 92,200	円 78,200	円 64,300	円 54,100	円 49,200	円 40,900
2		180,000	128,200	96,600	81,600	67,700	56,600	51,600	43,200
3		190,000	133,500	101,000	85,100	71,200	59,100	54,100	45,600
4		200,000	138,800	105,500	88,500	74,700	61,500	56,600	48,000
5		210,000	144,100	110,000	91,800	78,200	63,900	59,000	50,400
6			149,400	114,500	94,900	81,600	66,300	61,400	52,800
7			154,700	119,000	97,900	85,000	68,700	63,700	55,200
8			160,000	123,400	100,800	88,400	71,100	65,900	57,500
9			165,300	127,500	103,400	91,700	73,400	68,000	59,800
10				131,000	106,000	94,100	75,700	70,100	62,100
11				133,500	108,300	96,500	77,900	72,200	64,300
12				135,900	110,600	98,600	80,100	74,000	66,400
13					112,800	100,500	82,300	75,800	67,900
14						102,400	84,500	77,600	69,300
15							86,400	79,300	70,600
16							88,300	81,000	71,800
17							90,100	82,500	73,000
18							91,900	83,900	74,100
19							93,700	85,300	
20							95,400	86,700	
21							97,100	88,100	

備考 この表の陸將、海將及び空將の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 33,400	円 30,800	円 24,100	円 20,300	円 19,100	円 16,900	円 15,300	円 14,100	円 13,300
2	35,600	31,800	26,200	22,000	20,300	18,000	16,100		
3	37,800	33,000	28,300	24,100	21,700	19,100	16,900		
4	40,100	35,100	30,400	26,200	23,700	20,200	17,700		
5	42,400	37,200	32,500	28,300	25,700	21,300			
6	44,600	39,300	34,600	30,400	27,600	22,400			
7	46,800	41,500	36,800	32,500	28,800				
8	48,700	43,700	39,000	34,300	29,900				
9	50,600	45,800	40,900	35,700	31,000				
10	52,400	47,700	42,700	37,100	32,000				
11	54,100	49,600	44,500	38,400	32,900				
12	55,600	51,400	46,200	39,600	33,800				
13	57,100	53,100	47,800	40,700					
14	58,500	54,700	49,400	41,800					
15	59,900	56,000	50,700	42,900					
16	61,200	57,200	51,800	43,900					
17	62,400	58,300	52,800						
18	63,500	59,400	53,800						
19	64,600	60,500	54,800						
20		61,600	55,800						
21									

備考 この表の陸尉、海尉及び空尉の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日（自衛官については、三十日）を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十八条の二第二項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

第十八条の二第二項中「支給日」を「基準日」に改め、同項中「以下次条第二項において同じ。」を削り、同項中「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第十八条の三第一項を次のように改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（予備自衛官及び学生を除く。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

一 三月一日 同日以前十二月以内の期間
二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間
三 十八条の三第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第六項中「期末手当の支給日」を「第十八条の二第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を「同項の規定により政令で定める日」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項から第十四項までの規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

3 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

4 切替日の前日において防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第一の指定職の甲欄若しくは乙欄又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の甲欄若しくは乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の号俸による額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 （最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

7 （昇給期間の短縮）
昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸と同一の号俸による俸給月額を受けていた職員で総理府令で定めるもの及び総理府令で定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員の同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

員等の俸給月額等の調整

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総務府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総務府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

11 第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当の経過規定)

12 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に法第十三条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日(自衛官については、三十日)以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

(期末手当及び勤続手当の経過規定)

13 第二条の規定による改正後の法第十八条の三の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。

14 第二条の規定による改正後の法第十八条の二

及び第十八条の三の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十八条の二第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあ

るのは「二箇月十七日」と、同法第十八条の三第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。
(政令への委任)
15 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 昇給期間が短縮される号俸の表

イ 参事官等についての表

職務の等級	3 等 級
俸 給 表	
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1~3

ロ 事務官等についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
俸 給 表							
行政職俸給表 (一)				1~3	2~8	6~12	9~15
行政職俸給表 (二)	2~12	8~18	11~21	18~28	25~31		
教育職俸給表 (一)			1~6	3~9	9~15	12~18	
教育職俸給表 (二)		9~15	15~21				
研究職俸給表			2~8	9~15	12~18		
医療職俸給表 (一)				1~6	7~13		
医療職俸給表 (二)			4~10	9~15	12~18		
医療職俸給表 (三)	1~5	4~10	10~16	14~16			

ハ 自衛官についての表

階 級	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
俸 給 表							
	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹
	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹
自衛官俸給表	1	1~4	2~8	5~11	5~11	7~13	8~10

備考 これらの表中「1~3」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七号)による改正前の法の規定による1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

理 由

一般職に属する国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当の改正を行なうとともに、あわせて扶養手当等の支給方法に關する制度の合理化を図るほか、自衛官の退職手当の算定に關する特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 まず、趣旨の説明を求めます。安井国務大臣。

○安井国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十三日、一般職の国家公務員の給与について、指定職俸給表(甲)を除く全俸給表を改定し、期末手当及び通勤手当を改定すること等を内容とする人事院勧告がなされたのでありますが、政府といたしましてその内容を慎重に検討した結果、本年九月一日から人事院勧告どおりこれを実施することが適当であり、また、扶養手当等の支給方法に關する制度の合理化をあわせて行なうことが適当であると認めましたので、この際一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)について所要の改正を行なおうとするものであります。

まず、同法の一部を改めまして、次のとおり本年八月の給与改定に關する人事院勧告の実施をはかることといたしました。すなわち、第一に、指定職俸給表(甲)を除き全俸給表の俸給月額を引き上げることといたしました。この結果、俸給表全体の改善率は平均六・四%になることとなります。

第二に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する現行の支給限度額九百円を千五百円に引き上げるとともに、運賃相当額が千五百円をこえる部分についてはその二分の一の額(五百円)をこ

限度とする。を支給することとし、自転車等使用者に対する支給月額を五十円増額して四百五十円（原動機付のものにあつては五百円）に改めることとした。

第三に、十二月に支給される期末手当を〇・一月分増額することとした。

さらに、同法の一部を改めまして、明年一月一日から、次のとおり扶養手当等の支給方法に関する制度の合理化をはかることとした。

第一に、扶養手当について、月の中途から支給する場合等の日割り計算による現行の支給方法を月単位による月額支給に改めることとした。

第二に、期末手当及び勤勉手当について、現在手当受給の要件となる職員の在職日と手当支払い日とが同日であるものを分離し、受給権確定日を六月一日、十二月一日及び三月一日とし、手当支払いはそれぞれの日から十五日以内で人事院規則で定める日とすることとした。

なお、本法に附則を設けて、中位等級の一部の在職者に対する次期昇給期間の三月短縮の措置、俸給の切りかえ方法、切りかえに伴う措置等を規定することとした。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なうとすることであり、

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、本年八月十三日に行なわれた人事院勧告に基づいて、九月一日以降一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うこととしておりますが、特別職の職員のうち秘書官の給与につきましても、一般職の職員との均衡を考慮して所要の改定を行なうとすることであり、

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○河本委員長 松野防衛庁長官。

○松野防衛大臣 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なうとするものであります。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自衛官の俸給について、一般職に準じてその額の改定を行なうこととし、あわせて、防衛大学校の学生の学生手当及び自衛官の営外手当について、その額の改定を行なうこととしております。

また、一般職の職員に対する期末手当に関する規定の改正に準じて、期末手当に関する規定の改正を行なうこととするほか、自衛官の退職手当の算定についての特例を設けることとしております。

なお、事務官等の俸給表及び通勤手当については、一般職の給与法を準用してありますので、同法の改正に伴い、同様に額の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、一般職に準じて、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関する制度の合理化をはかることとしております。

この法律案の第一条の規定は、公布の日から施行し、本年九月一日から適用することとし、第二条の規定は、明年一月一日から施行することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○河本委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○河本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。これを許します。大

出俊君。

○大出委員 安井長官がお見えになっておりますので、大筋二つに分けて質問を申し上げます。

二つと申しましたのは、まず一つは、公務員給与をめぐる問題で、五人委員会から総理決裁の段階に進みましたが、その過程で出てまいりましたところの二つの問題、つまり看護婦さんの深夜勤手当の増額実施時期の問題、並びに交通費の増額に関する問題、それからもう一つは、安井長官の直接の担当ではないのでありますけれども、五人委員会並びに総理決裁、その後の官房長官談話等の一連の関連で出てまいります地方公務員並びに地方公営企業職員に対する給与財源の取り扱い措置の問題であります。

一番目のほうの問題について、少し経過を申し上げながら御回答をいただきたいのであります。十八日に五人委員会の中間報告が行なわれまして、十九日が最終報告、そして閣議決定が二十二日に行なわれたわけであります。この二日間、中間で、社会党の成田書記長並びに自民党の田中幹事長の会談が、二十日でございますが、行なわれております。ところで、十九日の最終報告、つまり五人委員会の最終報告は、六項目ばかりありますけれども、この中で、二項目にあげられております通勤手当並びに看護婦手当については、その実情から特に考慮して実施すべきものとする、こういうことになっていて、総理大臣の段階で決裁と、こういふことになったのでありますけれども、この総理決裁そのものはきわめて簡単な内容でございまして、と申しますのは、総理決裁は、第一は、九月実施をするということ、それから第二は、看護婦等の特殊勤務手当についてはこれを特に考慮して実施する、こういうことであります。この五人委員会と総理の決裁とは多少ニュアンスが違っておりますが、五人委員会の結論は、いま読み上げましたように、通勤手当並びに看護婦手

当については、その実情から特に考慮して実施すべきもの、つまり通勤手当と看護婦手当が並列してあるわけです。ところが、総理の決裁のほうは「看護婦等の特殊勤務手当については」と、こういうことになっていて、言うならば、通勤手当が落ちてくるのであります。これについて、私も当初は、等というのは日本語で幅が広いのでありますから、もちろん看護婦人その他の手当等も意味するかもしれませんが、何となく通勤手当はこの辺におさまっちゃったんじゃないか、こういうふうには理解していたのであります。ところが、その後どうもこれが明確を欠いている、こういうふうな考えられるわけでありまして、この辺についてどういうことだったのかという点をあらためてこの席で、特にこの食い違いについて御説明をいただきたいのであります。

○安井防衛大臣 人事院の給与勧告につきまして、政府も非常に慎重な態度で臨みまして、勧告が出まして後、九月十七日以来、いわゆる五人委員会等を通じて数回の慎重な検討もいたしまして、また各事務当局、次官会議等でも検討を重ねてまいりました次第でございます。その結果といたしまして、二十一日に御説のとおり総理の決断といたしまして、裁決を得まして、二十二日の閣議で確定をした経緯は、お話のとおりでございます。その間いろいろ、重要問題でございますので折衝、いきさつ等がございまして、党同士のお話し合い、あるいは同じ五人委員会内部につきましてもいろいろ意見の相違といったようなものがございまして、なかなかきまらなかつたもので、最後にはあけて総理の裁決という段階になりました。その際、本俸だけでなく、通勤手当であるとかあるいは期末手当であるとか、あるいはそういった何かそれに類する看護婦等の夜勤手当といったようなものについても、これは考慮されるべきものである、本俸と一応区別した付帯給与についても十分考えられるべきものであるというふうな結論が出たわけでございます。そういう

ような限りにおきまして、期末手当及び通勤手当まで、あるいは看護婦の夜勤手当等も含めまして、これは人事院勧告どおり内容をひとつ取り扱うべきものである。ただ、看護婦の夜勤手当につきましては、これは御承知のように法律の改正を要しません。人事院の規則改正によつて、あとは予算へ盛入るという手續で足りますので、格別うたわなかつたわけでありますが、そういうたうに、これは結論といたしましては、この実施の期日は別としまして、人事院の勧告の内容どおりを取り上げるといふことに相なつたわけでございます。

○大出委員　そこで承りたいのですが、人事院の皆さんがお見えになっておりますから念のため承つておきますが、看護婦さんの手当のほうは、これは給与法の十三条に基づく特殊勤務手当、これを人事院規則で実施をする、こういう手続になるのだらうと思うのでありますが、ということかどうかという点と、あわせて、どのくらいの予算額を必要とするか。つまり月額二十万円の程度のものの中ではなかるかと思うのでありますけれども、その辺のところの大体のところをひとつ御説明を承つておきたいと思うのであります。

それから、通勤手当のほうは、法的にどうなるかという点と、あわせて予算額はどのくらいのものかという点をお聞きをしておきたいと思ひます。

○瀧本政府委員　仰せのように、看護婦の夜間特殊の勤務に対します手当というものは、特殊勤務手当でやることになっております。これは給与法関係で年間二億三千万円でございます。

それから通勤手当は、給与法適用者だけについて月間の増加所要額七千万円、特別職は一千万円なので、国といたしましては月間八千万円であり
ます。

○大出委員　ところで、長官にお尋ねをしたいの
でありますけれども、少しこれは筋が違ひやせぬ
かと思うのであります。陰の話をしては、五人委
員会で、安井長官の御努力の中から通勤手当ある

いは看護婦手当についてその実情から特に考慮して実施すべきものとするというようにまとめたことについて、だいぶ異論があつたというふうに承つてゐるのでありますけれども、ただし、この十九日の最終報告がありましたあとで、私長官にみずから電話しまして、公務員共闘の諸君と一緒に御目にかかつて、いろいろ念を押してみたのでありますけれども、長官のあのときのやりとりは、半ば公式的に言われたことでないという面もあるうと思ひますけれども、それはそれとして、お話のニュアンスとしては、まあ私どもの手から総理のところへ上がつていくのだから、ここに書いた五

つの項目より悪くなることはないであらうといふようなお話をされたのであります。課長から部長、部長から局長といへば、だんだん上のほうで悪くなったのはたいへんなことになるので多少ずつよくなつていくのが世の中の筋道だろうという話をしたわけであります。というふうに考えますと、五人委員会があつてゐるこの六項目の中で何が問題点かといへば、三項目の期末手当の○・一、これについては現下の経済事情に照らして増額は十分に検討を要する、こういう項目があるのであります。平たくいへば、どうも民間の年

末手当等に響きそうだから、この際○・一は切
てしまへ、人事院はせつかく勧告はしたのだけれ
ども、こういうニュアンスの受け取り方ができま
す。これが三項目です。ところで、上に上がって
いってよくなるとすれば、私の当時の推測は、ま
あ紆余曲折はあるうけれども、結果的に、これは昨
年の分なんだからということで○・一は復活をし
てくるに違いない、それが総理のところでは手直し

をされてくるくらいいところだろう、こう考えたわけでありまして、まさか第二項目にいうところの通勤手当が切られてくるなどとは思わなかったのであります。したがって、この間の事情を御説

明いたきたいと申し上げておるのであります。再度御答弁をいただきたいと思ひます。

○安井國務大臣　給与担当の長官といたしましては、できる限り勧告の実態に沿うようにという努

力をいたしてきたわけであります。それが最後の結めになりまして、この五力条の五人委員会の結論というものが出たわけであります。これに対しましても、私どもは、こういうものが出たについても、さらにこういう範囲内においてできる限り最高の条件で通るようという努力と希望を持って、その当時公務員共闘の皆さんとお会いしました際にも、事情を申し上げておったような次第であります。ただし、そのときには全体として話がきまらない、いろいろな議論がまだ個人的には出ておる最中でございますから、あげて総理の裁断に御一任をする、こういう結論になっておるわけ

であります。したがいまして、通勤手当、看護婦と、こう並べて書きましたが、一方である通勤手当と看護婦はちよつとアンバランスがないか。もつと露骨にいえば、通勤手当のほうが看護婦とられた処置と同じに準じていい、それはそういうふうにできるじゃないかという希望の観測もあつたのじゃないかという御意見じゃないかかと思ひます。私どもも、もしそういうふうになればなおけつこうであります。しかし、そういうふうになるといふふうな確信をあの当時持つておつたわけじゃないのです。しかし、通勤手当も期末手当もやはり

本俸と同じようなベースにおいて少なくとも最小額度はきめなければならぬという趣旨で申し上げておたわけでありまして、看護婦のほうはより若干のアルファがついたといいますが、これはたまたまこの基準も若干違ふベースのものであります。扱いの対象もごく限られたもので、特殊のものであり、また規則の改正というようなことでできるといので、これは別の処理にするといい

うことでああいう結果になったのでありまして、あと全体は平仄を合わせたという結論に落ちついたと思うのであります。

○大出委員　ここで念のためにもう一つ伺ってお

きますが、実は看護婦さんの深夜勤手当は、必ずしも看護婦さんは喜んでいいのです。というのは、夜勤手当が増額なんということになると深夜勤ばかりやらされてしまつて、ただでさえつらい

つとめがますますつらくなるといふ面がありますから。にしても、これは特に申し上げておかぬと、これでいいのだ、優遇したのだといわれると困るから申し上げるのですが、それにしても多少色をつけたというのですが、予算的に何月から実施できることになりますか。人事院の皆さんでもけっこうであります。

○安井国務大臣　これは四十年の八月から実施といふことになっておるようであります。

○大出委員　看護婦さんの手当についてはいまのお話でわかるのですけれども、ところで、通勤手当というのは、この五人委員会の六項目——いま五

項目とおっしゃいましたが、私正確につかんでおられますのは六項目なのですが、それはどちらでもいいです。この二項目にある通勤手当、看護婦手当と、こう並べてお書きになって、「その実情から」という表現、実情から上げざるを得ない、つまりそういう差し迫った実費支給的なものでもありますし、世上の通勤費等の値上がり、それから住居の移転等でだんだん通勤時間が長くなるなどというような問題、いろいろあります。そういうことで実情を、とにかく何とか優遇というよりも、必要やむを得ざるものとして特に考えなければならぬ。

ればいかぬものだ、こういう御判断を五人委員会がされたわけなんです。しかも、さつき私触れましたように、総理決裁の段階に上がるに従って悪くなることはなかるうという判断を当時お持ちになっておられた五人委員会が責任者ということになりますと、総理の決裁の段階にきて、さつき私世の中の例を申し上げたのですが、課長から部長にいて、部長から局長にいて、さあ次官が

ら大臣、こういくと、だんだんよくなる何とやら
ということで、悪くはならぬ筋合いなんです
ね。してみると、○・一なんというのは、非常
識な話なんだから戻ってくるに違いない、せめて
そのく

「いい形でうまくまとまるだろうと思っていたら、こんな通勤手当がすべり落ちたという、ここが私はわからぬと申し上げているわけなんです。そこで、予算はさっき承ったわけなんですけれど

も、予算的にこの看護婦さんのほうはたかだか月額二千万なんだ、通勤手当のほうはどうも給与法適用者だけをとらえても八千万くらいかかるのだ、だから実情真にやむを得ざるものとして特に考慮すべきであるとなつた五人委員会の結論を、どうも月額八千万ばかりよけいにかかるからというので総理決裁という段階で切られたとすれば、筋としてはこれくらい筋の通らない話はない、こういうふうには私は考えまして、この辺のところは、やはり総理大臣のところでそれこそ特に考慮しておかなければならなかつた筋合いだと思つておりますが、そのところを私はお聞きをしていろいろわけございまして、たまたま総理がお見えになりましたので、これは総理決裁にかかる問題でございまして、そういう意味で御答を賜つたかと思つております。

○佐藤内閣総理大臣 この人事院勧告の完全実施というが尊重というか、このことにつきまして、私も非常に悩んだのであります。というのは、特にこれは経済状態が悪いのですから、そこでどういう処置をとるかということで、何としても昨年並みにはしないと、完全実施を要求しておられる公務員に対しては、完全実施を要求しない、いやないかというので、ようやく意見を統一しまして、全部を昨年並みということに決定したわけでありまして、そこで、通勤手当の問題がそれより先に進んで八月、こういうことになる。この一部分的に支給期日を変えることが適当なりやいなや、これを考えてみて、どうも九月実施、これはやむを得ないにしても、それより以上乱れることはひとつやめようじゃないか。いま言われる金額が八千万円、あるいはもっと多くなるかも知れませんが、そういう金額の問題よりも、今回のためえんとして、なかなか政府は甘くないんだ、こういう問題についてはそれぞれ筋の立つ方向でいうじゃないか、こういうので、実は通勤手当については処置をしなかつた。しかし、看護婦の問題になりますと、これは夜実際に勤務しているし、またほんとうに気の毒じゃないか、こういうので

同情した結果がこのような処置をとつたわけでありまして。どうかその辺も御了承いただいて、ただいま総理はたいへん人間尊重だから、上にいけば必ずあたたい処置をとるだろうと思つていたが、だんだん淡くなつた、こういうことですが、別にそれで淡くなつたというわけじゃない、別にだいま申しますように、たてまえをどういうようにするかということ、私もいろいろ議論をした結果、筋を通した、かように御了承願ひたいと思ひます。

○大出委員 というふうな御答をおそくなさると思つて、実は先ほど人事院の側に念を押しておいたのであります。看護婦さんの手当は、給与法十三条、間違ひございせんか。——したが

いまして、これも法律にかかわるので、まあ私が特殊勤務手当は数が多くございまして、まあ私が青年部長当時の郵政大臣が佐藤さんですから、よく御存じだと思ひますけれども、郵政省なんかにも山ほど特殊勤務がございまして、ところで、そういう性格のものでありますから、人事院規則で仕分け云々の形で実施をしていくという形なんでありまして、法律に關係がないわけじゃない。したがって、そのたてまえからするならば、通勤手当も何ら変わることはないものでありまして、一方の看護婦さんのほうは、給与法十三条にかかわるものを一か月繰り上げて実施をして、同じ法律關係を持つてゐる通勤手当のほうは、たてまえ上どうもおかしいからというのでこれはやめたということになる、総理が幾らそう言つても、どうも二千万と八千万並べてみたら、六千万助かるからというふうなことで切つてしまつたのが関の山。それでは看護婦さんのほうは深夜勤務の多いことは、私この席で小林厚生大臣に看護婦さんの実情について二時間も質問して、詳しく承知の上なんです。したがって、百も承知し過ぎてゐるのです。しかし、しからば通勤ラッシュといわれるものも——私は横浜なんですけれども、とにかくたいへんな人口増加で、うちは帰つて寝る場所なんです。それがだんだん郊外にずれていく

ものだから、通勤距離が長くなる一方で、とにかく朝の通勤ラッシュなんというものは、人間尊重のたてまえから、見られた國ではないわけですね。そうなる、だからこゝ通勤手当を増額をしなければならぬということになつたんですから、看護婦さんは夜たいへんなんですが、サテリマのほうは、特に公務員のほうは朝たいへんなんですから、したがって、そういうようなところをなせ一体切つたのかという点が、筋が通らぬじゃないか。筋は君の質問のとおりだが、実は理屈じゃない、金で切つたのだと言われるなら、まだわかる。その辺のところをひとつはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 佐藤内閣が婦人に特に理解がある、かように御了承いただいてもけっこうだと思ひますが、ただいまのお話のように、私はいま言ったとおり、金の問題では実はなかつたので、これはほんとうに申し上げておきます。ただいま言われるとおり、あちらこちらにジレンマがある。いろいろ理屈はつくんですけど、その理屈はどれがいいとか悪いとか、私も申し上げません。とにかくもつと皆さん方が要望しておられるように、人事院勧告を実現する方向で努力すべし、これは一言半句の抗弁もいたしません、いわゆる財政上の事情等を勘案してこれはきめておるのでありますから、またしばしば繰返しておりますように、人事院勧告を尊重する、こういうたてまえでございまして、ただいまの今回の処置は、まあとにかくかように処置したと御理解をいただきたい。これは金だけの問題じゃない、なかつたのだ。まあ、私どもも尊重していきたく思ひます。○大出委員 ということになりまして、また食ひ違ひがありまして、官房長官が談話を発表されたあとで、日にちを申し上げますが、二十一日に総理の決裁がありまして、さらに官房長官談話が出てまして、この談話というのは非常に不完全でわかりにくい談話でございましたので、公務員共闘の

諸君が官房長官にお目にかかつて、具体的に確かめたわけなんです。しかも、前々から言われておりましたのは、二十二日の閣議決定をするときには文章化する、こういう話まで実は約束をされたのでありまして、この官房長官談話のあとで官房長官と公務員共闘のやりとり、これを私申し上げますが、ちょっと聞いておいていただきたいのであります。というのは、なぜ一体通勤手当を落としたのかということの説明がないじゃないかというので、いろいろやりとりをいたしました結果、官房長官のほうのお話によりますと、全額非課税の方針で進めたい、こういうふうな官房長官は説明をされてゐるのではありません。これはあとに残る問題でありますから……。私もこれはのときに、看護婦の夜勤手当は八月にさかのぼると、官房長官はこの席上で初めて明確にされたわけでありまして、それまでは総理の決裁がありまして、あつたは五人委員会の最終決定が上に上がりました。一体看護婦さんの手当はいつから実施するのだという質問に対して、きまつていないと言つておられた。ところが二十一日の官房長官談話があつて、つまり総理決裁のあとです。そのあとで公務員共闘の諸君が会つたときに、よくよく内容がはつきりました。つまり看護婦さんの夜勤手当は八月にさかのぼつて実施をいたしますと、官房長官が明確に答弁をされて、通勤手当については、これは看護婦さんの夜勤手当と同様に考えなければならぬ問題だ、しかし非課税でいきなさいという方針を出されたわけでありまして、この後、これは新聞にもちやうと出たことがありますが、これを調べてみたところが、大蔵省との間では——大蔵省とそれからさう言われた長官との間でもしれませんが、非課税という方針は困難だといふふうに進んできたわけでありまして、そこで、私は先ほど総理府からの、あらかじめどういふ御質問をというお話がありまして、ただけないうと総理に御迷惑をかけるから、関係の大蔵省のほうも、よ

ろしければいいんだが、必要ならばお呼びいた
きたい、こう言っておいたのでありますけれど
も、これは私はうそを申し上げているのではな
く、当時の記録を詳細にとつたものに基づいて申
し上げてゐるのではありませんか、その辺がうや
やに消えてしまつたということでは困る。この辺
を明らかにしていただきたいと思ひます。

○安井國務大臣 非課税の問題につきましては、
御承知のように、通勤手当を所得税の課税の対象
にするかどうか、毎回は問題になつてゐるわけ
であります。この点で、大蔵省側は課税の対象に
したいという意向が毎年相当強いのも、御承知の
とおりであります。これを従来どおり官房長官と
しては、ここで皆さん側にとつての改悪になつ
ち、困るという意味で非課税を突つづけるのだ、そ
ういう意味で話されたんだと思ひます。

○大出委員 私どもとしては、ああいう差し迫つ
た時期ですから、ものごとはなるべくまとめた
という考え方を持っております。二十二日でも
できる限りまとめたという気持ちで進めていたの
であります。したがって、あのときに官房長官が
こういうふうにお話をされた。つまり通勤手当と
看護婦さんの夜勤手当を並列して、五人委員会
が結論を出されて、特に考慮すべきものと言つて
あげられた。それを総理が切られた、通勤手当の
ほうは、してみると、ただ何の理由もなく切れる
はずはないじゃないか。だからその間はどうか
切らぬんだというところに対して、看護婦さんの深
夜勤手当については八月にさかのぼります。通勤
手当のほうは非課税という方針でいこうというふ
うに考へてゐるので、総理のところではあえて
これを見ないで、そういう説明だったから、だとす
れば、そういう方針を貫いていただくといいこと
で了承して、この際まとめようということ、私
どももまとめにかつたわけですよ。しかし、いろ
んな組織の事情があつてあゝい結果にはなりま
したか、私どもはまとめること、一生懸命だつた
ことは事実なんです。そうなりますと、この非課
税の問題が、いま安井総務長官のおしやるよう

なことだというふうな、私も長年の経験者です
から、受け取れるか受け取れないかということ
は、当時のやりとりで明らかなんです。で、すか
ら、その後に事情を聞いてみたら、大蔵省との関
係で非課税ということは不可能だということなん
です。だから、もしそうだとするならば、これ
はもとに戻つて、やはり五人委員会からあげられ
た二項目にある通勤手当と看護婦さんの深夜勤手
当、この二項目を並列をされてゐることに戻つて、どうして
もこれは所得税法に基づいて全額課税対象にして
やつていくんだという旧来の方針でいくならば、
これはやはり総理の当時の御決断は、官房長官の
説明によれば、非課税ということが要素なんだか
ら、だとすれば、これは官房長官と連絡がないと
言われてみても、官房長官が窓口であることに違
ひないのですから、そういうことになるとすれ
ば、この際せつかく国会が審議の場所、国会が
きめるべきところを、ああいう差し迫つた情勢の
中で、政府と公務員共闘あるいは総評というこ
ろで、おまとめになったんだが、審議の場所はこ
が正式の場所なんです。ここでやはり通勤手当の
問題の手直しをいろいろのことの考へがあつてし
かるべきではないか。筋が通らぬことは一つもな
い、こういうふうな筋は考へます。そこをどう
を筋を追つて総理に御質問したいわけですから、
その点を明らかにしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 大出君はもう組合活動のベ
テランだから、いろいろ御承知だと思ひます。た
だいま言われるように、組合との話し合いも大事
だが、やはり国会が基本的には審議をするところ
だ。だから、そこで十分審議を尽くすべきであ
らう。ないか、こういう御提案はしごくごつとも
なはずでございます。しかし、先ほど来申すよう
に、九月に人事院勧告を実施するということをし
めたが、実は別に恩に着せるわけではありませ
んが、非常な努力をした結果なんだ。そういうこ
とで、そのたてまえ自身をそのまゝひとつ尊重し
ていただきたい。これに他意はないのです。そし
て、御承知のように通勤手当についての非課税分

というか、ただいままで九百円ですが、これをさ
らに距離を拡大するとかいふような点も、今後の
問題として残つておるんじゃないだろうか、かよ
うに思ひます。そういう際に十分御審議をいただ
き、この際はただいまの看護婦等の特殊勤務手
当を八月に繰り上げるということだけにひとつ御了
承をいただいて、九月でしんぼうしていただきた
い。重ねて申し上げますが、いかがでしょうか。
ただいま申し上げるような点で、九百円がさらに
その後審議されるんだから、そういう際に課税の
問題をきめていく、かように御了承いただきたい
と思ひます。

○大出委員 いま総理が言われたのは、いかがで
しょうかがついてゐるわけなんです。いかがでし
ょうかと言われると、何か言わなければならぬこ
とになるのですが、そのいかがでしようかに対し
て、こうですというところは申し上げません。そ
のかわり、総理、そこで言い切られてしまつたの
ですが、私は本委員会の理事会で——私は理事で
ありませんが、伊能さんのほうに申し述べてあるこ
とがあり、お調べもいただき、また御相談もいた
だける。結果がどうなるか、それは別であります
けれども、実はそういう筋道のお話を申し上げてお
りますので、せつかく総理、いかがでしようかと
でお話ししたいわけでありまして、いま言
ひ切つてしまつた点は言い切らなかつたことにし
ていただいて、そちらのほうから、そういう話は
理事会でしていただきたいという話もございま
す。で、せつかく本委員会は、永山自治大臣がか
つて委員でおられたところに、来年はひとつ五月実
施でいこうじゃないかという強力なお話がありま
して、実はそのことを前提として案文をおつくり
いただいて、与野党一致で決議までいたしてゐる
わけでありまして、どうかひとつその辺のところ
ろはそういうふうな御理解をいただいて、事、通勤
手当という、公務員の方々が一番身近に感ずる問
題ですから、そういう取り扱いをひとつお認めい
ただけないか、こう思ふのです。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの看護婦の問題
も、これは相談の結果いたしたのであります。そ
の時分にただいまの二つを合わせてこういう結論
を出したのでございまして、その当時の情勢に
ついては十分御理解いただけたと思ひます。どう
かきょうに御了承いただけたと思ふのです。
なお、運営その他について理事同士で何か相談
しておるというようなお話は、私も委員会の
問題は十分委員会の御相談を尊重するというたて
まえでございまして、十分お話しください。

○大出委員 それでは、時間が貴重でございます
ので、いまの問題はその辺にいたしまして、もう
一点だけ、先ほど申し上げました地方公営企業職
員に対する給与財源等をめぐる措置に關しまし
て、御質問申し上げておきたいのであります。
いろいろいまの経過がございまして、省
略をいたしまして、中心点のみを申し上げます
で、お聞き取りいただきたいのでございまして。
その中心点と申しますのは、二十日に社会党成
田書記長と自民党田中幹事長との、まとめるため
の政党内のやりとりがございました。つまり総理
決裁をいただく前でありまして。このときに三項目
の提示がございました。この三項目と申しますの
は、一つは、九月実施という線、もう一つは、地方
公務員、地方公営企業職員の必要財源は責任を
もつて措置する、これが二番目でありまして。それ
から三番目は、看護婦手当等は考慮するというの
であります。この二番目の、地方公務員、地方公
営企業職員の必要財源は責任をもつて措置するとい
うことについて、いま提案されております法案
の中に、昭和四十年度における財政処理の特別措
置に關する法律案というのがございまして。この中
をながめてみますと、地方公務員につきましては
は、借入れ金としてなるほど措置がされてお
ります。「三百億円を限り、この会計の負担にお
いて、借入れ金をすることができ、」こういう
条項であります。これは先例もございまして、よ
くわかります。これは三百六十八億円の必要財源
に対して、三百億を地方公務員に限り借り入

れ金で認めて、残る六十八億は各自自治体の企業努力、節約財源でいく、こういうことでござい

ところが、ここには公営企業に関しては何ら触れられていないのであります。もちろん特別会計、独立採算のたてまえ等はわかりますが、しかし、かといって、将来に向かってどういうことになるかというところは、地方公営企業制度調査会の答申もございしますから、政府がどうお取り扱いになるかという問題とあわせて考えなければなりません、当面の措置としてできないものはできないのでございしますから、しかも値上げストップ等も続いていた過去の経緯もございしますし、毎年返すものもあります。そうなるまいと、何らかの措置がなければ、自治体における、特に大都市の公営企業というものはたいへんなことになってしまふ。一つ間違ふと、交通あるいは水道というに限って、その部分の職員に関する限りはベースアップはできないと、これはたいへんな新聞だねになってしまふ、こういうふうには考えているわけではございします。それをあえて上げてしまえば、今度は自治省からたいへんなクレームがついてくる、こういうふうになるわけであり、したがって、この措置について田中幹事長の言われている、成田書記長に提示をされました項目等から考えてみまして、どういうふうにお取り扱いくださるかという点を、これは給与法が通る段階でありますから、明らかにしておいていただきたい。これは五人委員会の責任もある、私はこう考えているわけでありませう。

上がっていかば、公営企業にとめておる人たちは右へならえするとか、おのれを人情的には私どもも何とか努力しなければならぬ。そこで、いま公営企業の料金、運賃等の値上げが問題になっておるわけでありませう。片一方でこういうことについての協力もやはり考えていかないと、公営企業の独立採算制、そのたてまえから見れば、収入が少なればならぬ、こういうことにならざるを得ない。しかし、それはどうも人情的に、給与の平準化と申しますか、そういう点から見ましても、ほつてはおけない、かように思うのです。

そこで言われるのですか、公営企業で賃金を上げることはできないような収支なら、政府に頼め、こういうような話もあるやに聞きますけれども、ただいま申すように、地方公共事業を、その始末を国がというわけにもいかない、かように思っています。いままでは起債その他でそういう点もまかなっておるのではありませんが、しかし、本来の給与自身を借金でまかなうというのは、長く続く筋のものではない、かように思っていますので、私は、やはり独立採算のたてまえで処理していくのが当然じやないか、かように考えます。まあしかし、早急にこの急場をいかにするかという場合には、やはり借金によらざるを得ない、かように私は考えておる次第であります。

○大出委員 お話の趣旨は、これ以上私がいまの総理の御答弁の論点を掘り下げますと、討論になつてしまふので、なるべくその討論は、時間の関係もございしますから、差し控えておきたいと思うのでございしますけれども、いま最後に言われた借金でまかなわなければならぬ、こういうことと申しますが、そのところを私は実は申し上げたいわけでありませう。

実はさっきの地方公務員に限りまして三百億と申し上げましたが、事実そうになっておりますが、これは交付団体だけなのでございまして、不交付団体は対象になっておりません、そういう面的一般会計部門のつらさが、不交付団体の場合あ

るわけなんです。しかもその種の不交付団体のところが、公営企業のたいへんな赤字をかかえて四苦八苦しておるという実情なんです。しかもその責任の所在というところが——討論をする気はありませんから多くは触れませんが、この地方公営企業制度調査会というものを内閣委員会に提案されましたときに、柴田財政局長から詳しい説明がありまして、それによりまして、環境の変化といふことが非常に大きなウェイトを占めておる制度の検討だったわけなんです。環境の変化とは何かといひますと、地方公営企業、交通あるいは病院あるいは水道等々を取り巻く環境の変化——公営企業そのものの変化ではないのです。取り巻く環境の変化、たとえば交通がたいへんふくそうしてしまつて路面電車が走れない、一例です。ごんごん住宅ができてしまつて、その市に税金を払っている一方に水道施設を引いてあげなければならぬといふ面からくる環境の変化、たくさんあります。七つばかり当時あげられましたが、ところが、答申が出た内容をながめてみましても、残念ながら環境の変化に触れての分析はないのでありまして、企業そのものについての責任を追及している形。だから、一面では料金の値上げ、これは利用者が負担をするといふことになる。一面では企業の合理化、あるいは賃金に触れて、年功序列賃金をやめてしまつて職務給だけに切りかえろ、定年制を撤廃しろとか、日本の労使間の根本的な問題にさえも答申が触れるといふのは、私は驚きしきくだと思つたのであります。私は、つまりそこで働いてる職員と乗る人とにすべてのしわが寄る、こういうふうな場合に答申ができておるわけなんです。あります。そこで、私は、やはり将来はそういう私どもの立場、それから政府の側が考えておられる財源等を中心にするものの方、こういう形の論争が続こうと思つたのでありますけれども、しからば当面はどうするか。人情的に公平の原則を守りたい、総理がおっしゃるまさに人間尊重そのもの、だといふことになるわけでありませう、その面では、やむを得なければ借り入れ金、こういう

のでありますけれども、そのところが、何かの措置がなければそう簡単に借りられないといふのが今日の実情なんです。最後に総理のおっしゃったそのところを、もう一ぺん政府がひとつ具体的措置をするところまでいっていただかなければ、借りようがない。前回の料金ストップに基づく穴埋めの場合には、メリットシステムが出てまいりました。利ざやで埋めていくといふことで、赤澤大臣のときであります。したがって、何らかの方法がないわけではないのでありますから、その辺のところをもうちょっと、総理に伺つておるのでありますから、これはだめ詰めのようには申しませんが、大筋でけつこうでありますけれども、それこそ人情味ある措置を自治体の当面の問題に對してお答えをいただきたい、こう思うのであります。こまかいことはけつこうです。

○佐藤内閣総理大臣 これはもう自治省におきましても、また自治体と十分相談をして、そうして所要の財源に不足を来さないように、借金その他の起債等の点について中央政府も十分協力するといふことを申し上げたいと思ひます。

○大出委員 わかりました。それでこれでおしまひであります、人事院勧告をめぐりまして、毎年毎年——私も、総理が御存じのとおり、人事院ができるから官公労の事務局長を長くやつておられますから、知り抜いておるのですが、せつかくドライヤー報告も出まして、この中で、念のために申し上げておきますけれども、ドライヤー報告の二千四百四十二項といふのがございまして、この二千四百四十二項によりまして、「本委員会」は、「つまりこれはドライヤー委員会」であります、本委員会は、ストライキの禁止などの程度労働条件または苦情の救済に関する等の諸問題の解決に満足な代償措置、この目的のため現行の措置が十分であることについては満足すべき状態からほど遠いという表現であります。代償機関の体をなしていないという。さらに二十四節では、現行制度は徹底的に検討される必要がある

るものと考えるとき、実は極言しておるのであります。ほかの項目にもたくさんありますけれども……。したがって、ひとつこの種の紛争をどうもこういふところでやりとりをしなければならぬなどというところでないようになさなければならぬと……うしろのほうに人事院総裁がおられますけれども、私は人事院総裁を大いにせんまいを巻きて、法律的不備のところは人事院総裁の権威において、法律的に宣誓をして人事院総裁の職をおつとめになるわけですから、権威においてひとつ総理とやはり対等なものを書いていただいて、この制度を前向きに早く改正していただくというのをこの際お願いを申し上げておきたい、こう思うわけでございます。

○河本委員 田口誠治君。
○田中(誠)委員 いま具体的な今度の給与改定についての問題にまで入ってきましたが、私は、具体的な問題についてはそれぞれの担当大臣にお聞きするとして、総理大臣にのみお聞きする基本的な点をここで明確にしていきたいと思ひます。

いまも大出君が言っておりましたように、総理は常に人間尊重、それから責任ある政治、こういうことを強調されておられますが、これはまことにけつこうなことです。だから、私はここでどうしても確認をして、次の問題に入っていきたいと思ひます。それは、法治国家というものは、これはすべてのものが法律によって律せられ、政治が具体化されていってまいりますし、憲法を守ることがもろろんこれは第一義としなければならぬ。したがって、このことを肯定しなければ、責任政治の確立というようなことはできない。したがって、これからの政治の基本にもなることである、今度の法案の審議にも関係がありますので、第一にその点をよく肯定をしていただかなければ、なかなか問題はむずかしいと思ひますので、その点について簡単に答えをいただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 私も、公営企業体に関係したことがございます。ただいま御指摘になりますように、人事院の制度、これはたいへんな意義があり、価値があるものでありますから、これを尊重しなければならぬ、またこの重要性について十分政府が認識する、これはもちろんまず第一に、根本的にその説のとおりでございます。

○田口(誠)委員 その点については私の申し上げたことを肯定されましたが、そこで御聞きをしておきたいと思ひますのは、公務員労働者も一般労働者と同様に労働三権は憲法によって保障されておるといふ原則は、認められると思ひます。いろいろの方法をとっておりますけれども、この原則は認められると思ひますが、その点もひとつ明確にさせていただきます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま一々お答えしたとおりです。
○田口(誠)委員 次に、そういう原則に立ちますと、ちよつと疑問が出てきますのは、ここ何年間人事院の勧告が完全実施をされておられません、この人事院がどういう経緯で設置され、どういふ目的であるかという点について、あなたの認識をここで再確認したいと思ひます。これは簡単に言えると思ひますが。

○佐藤内閣総理大臣 別に試験を受けるわけでもございせんが、先ほど申し上げましたように、私も公営企業体の経営にも当たっておりますから、ただいま申されたことはよく承知しております。

○田口(誠)委員 その内容は承知されておれば、次に続けるわけですが、いま大出君からドライヤー報告の問題についてちよつと触れられたわけ、条文そのものを大出君がちよつと抜粋して読まれたが、あの内容というものは、公務員労働者にも憲法に保障する労働三権はあるのだ。あるのだが、日本ではスト権、団体交渉権を剝奪して、その代償機関として人事院制度を設けておるのだ。したがって、これによって公務員の生存権を守らせることにしておるのだ。ところが人事院の勧告が、絶対に守らなければならない法的に筋になっておるけれども、守られておらないというの

が実態である。そうすると、公務員労働者の労働三権と、それから人事院を設置した目的と、実際に行なわれた勧告の内容に矛盾があるから、この点を十分に今後の検討課題として報告書の中に示されておるわけなのですが、今後この問題をどういふような形で処理をしていかれるつもりであるかといふこと、この点をひとつ伺ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 これはもう人事院を尊重し、人事院勧告を尊重するということに尽きると思ひます。ドライヤーの報告もさることですが、もちろんドライヤーも内政に干渉するわけにまいりませんし、私どもが皆さんとともに国政を担当していく、そういう場合に、その制度のねらいといひますか、目的を十分達するように努力することが必要である、かように私は思ひます。

○田口(誠)委員 その努力はしていただくのが、あの報告の問題を中心に公務員制度調査会で検討させるとか、それとも政府でどうするかというところとかいふことがなければ、ただ、たてまえだ、たてまえだと言つておつても進まないもので、あの報告書の処理をどういふ形で受けとめてされるのかといふことを聞いておるのです。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、指摘されたことは、まず第一に労使双方の不信、そういう意味で、これをひとつ不信をなくすように努力をし、これはしごくもつともだ、かように思つて、定期会合その他の会合を持って、そうして外でござらんになるよりもなかなかごやかにその話ができておる、かように私は思つております。

また、ただいま指摘されましたことについて、労働省やそれぞれの給与担当方面でも、この公務員を含めての労使関係がいかにすればよくなるか、経済問題にこれが限られるように、いわゆる政治問題に発展しないようにいかにすべきかなど、いろいろくふうされておる。そういう意味で十分御協力を得たい、かように思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま在来の機関を通じて検討させているということで、別にございせん。

○田口(誠)委員 次にお聞きしたいのは、昨年の四十七国会において公務員給与を審議するときに、従来とり来った人事院勧告の不完全実施を非常に批判をしたわけですが、そうして、当然人事院勧告は完全実施をすべきであるという観点から、三党が共同提案で附帯決議を出して、これは両院とも満場一致で可決をしておる。可決した内容は、四十年度は完全実施をすること、政府はこれに必要な予算措置を講ずるために努力すること、これがついておるわけですが、このことは、あとからまた聞きますけれども、御存じでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 さきに人事院勧告というものが出ておる、勧告には内容の問題もあり、また実施時期等についてもちゃんと勧告がされておるのであります、ただいままでのところ、給与改定の身については人事院勧告がそのまま採用されておる、ただ実施の時期について十分でない、こういうような御批判があると思ひます。だから、十分ただいまお話しになりましたような点については知つておるわけです。

○田口(誠)委員 順に聞いていきますが、そうなりますと、原則的に労働三権は公務員労働者にも憲法が保障しているというところはお認めになった。そして、人事院制度がスト権、団体交渉権の代償として生まれたものであつて、その勧告は完全実施をする義務があるのだといふことも、ことばには出なかつたけれども、私の言うことを認められたのだから、これもお認めになった。そうすると、ドライヤー報告の指摘している点もこの点に尽きるわけで、今後の公務員というものの取り扱いについては、やはりいろいろ現行の状態を整理しなければならぬといふことになるわけであり、したがって、特にいま御回答のありました四十七国会で四十年度は完全実施をしない、そうして政府は予算措置に最大の努力をしない

い、こういうことも知っておいでになって、そして今年の人事院勧告は政府としても相当慎重審議をされて、担当大臣で五人委員会を設けて検討をされた。しかし、これは統一した結論が出なかつた。そこで総理大臣が裁断を下されたわけだ。裁断を下されたか、先ほど大出君から指摘をいたしましたような看護婦さんの時間外勤務手当の問題とか、通勤手当の問題等は、これはもう大體話のついておるものをそのまま裁断を下されなかつたということとは、非常に私はいままで確認をしたことから矛盾が出ておると思うのです。それで、あなたの首を振っておられることは、いままの通勤手当とかどうだとかいう問題について首を振っておられると思うが、それはお預けとしまして、これはいまままでの経過から言つて、完全実施をしなければならぬ。完全実施をする中でせめてものを、昨年院議で議決をしたんだから、院議を尊重するという意味の何か一本二本は筋を通さなければならぬ。そうすると、なるべく所要資金の要らない看護婦の手当とかあるいは通勤手当というようなものを筋を通す必要があるというようなことも、いろいろと言われているわけなんです。あなたの耳に入つておるかおらぬか知らないけれども、言われているわけなんです。それにもかかわらず九月実施をされたということは、單なる財源の不足ということを先ほど言つておられたが、これでは私どもは満足できないんだが、先ほどの答弁と違つた答弁はできないものかどうかというところなんです。

○佐藤内閣総理大臣 どうも違つた答弁をするわけにはまいりません、二枚舌を使うわけにはいかないですから……。ただ、田口君に申し上げたいのは、人事院勧告が、人事院がお説のようなわけで誕生して、そしてこれまでたびたび勧告をしてきた。政府がこれの勧告を尊重すると言いつながら、その時期的な問題等において特にこれがうまく実施されておらない。しかし、今日までの年々の経過をずっとごらんになると、だんだん近づいてきている、このことだけはお認めになると思う。

そうして最後に私が申し上げたいのは、少し先にお尋ねになることだろうと思うが、予算編成と人事院勧告の時期に非常な食い違いがある。これを年度途中において実施する、こゝらに非常に困難がある。特に私どものほうは、中央政府の問題はともかくとして、地方公務員の場合、地方自治体の場合、しばしば問題がある、かように思います。政府の努力にもかかわらず、今日までが歩みのテンポが非常に遅い、こゝらに非常に結果になっておる。この点は百も御承知のことだと思います。

○田口(誠)委員 その程度はわかつておりますが、結論から言へば、大體大蔵省が反動が無理解か、自民党政府が反動が無理解か、これはどちらもそうだと思いますが、労働賃金というものの対する認識が足りないと思う。労働賃金というものは第二位第三位にしてもいいんだという思想が、流れておるんじゃないかと思うのです。したがつて、法律をこらんなさい。企業破産のときの財産処分法三百六条、三百八条、商法二百九十五条に、一般先取特権として給与の支払いを最優先に処理することが規定されておる。それから破産法三十九条を見ても明確になっておる。もちろん労働者を保護する立法である労働基準法では、賃金の支払い、賃金の問題については事ここまかく賃金を使つて保護する立場で完全に規定をしておるわけなんです。したがつて、それだけに労働賃金の占める扱いのウエートは、これはきわめて高い評価をされておるわけなんです。したがつて、法律でも規定されておるのです。それにもかかわらず、法律で定めたとおるの人事院の勧告を守らぬ。しかも、いまままでの例を見ますと、五月を十月にしたのは、ほんとうのところへ入る分は五〇%です。九月にすると六〇%しか入っていないわけなんです。だから、そういうことをしておるといふことはおかしいんだが、やはり同じ企業であるところの公共企業体の労働者は、法入に基づいて仲裁裁定を完全に実施を受けておるとこ

ろが、公務員の労働者は値引きをされて冷やめし扱いをされておる。そこで、公共企業体に働いてる郵政省の職員と公務員の扱いをされておる農林省の職員と、国民にサービスをし、そうして責任の公共性というものはどこが違うかということです。何も違つたことではないわけなんです。それで公平の原則でこういうものを取り扱う場合には、政府は当然完全実施をしなければならぬのだから、こゝに矛盾があるから、私どもはわざわざきゅう総理もお忙しいところをおいでを願つて確認をしたいというわけなんです。金がなくて言われなければならない、ほんとうに努力されたかどうかということは疑わしいのです。だから、いまままでの経過について、おそらく一口二口で答弁できると思うが、私はあと一口で終わりますが、答弁していただきました。

○佐藤内閣総理大臣 これは御承知のように借金をします。公債を発行すると、これは借金です。借金をする際の金の使い方にたいへん悩みがあるわけでございますから、この点は御了承いただきたいと思ひます。

もう一つ、ただいまお話がありました、公共企業体と公務員との給与改善、これはひとつ人事院勧告——それから労働者は同じですが、一体その給与改定の時期がいかに歩調が合うのか、こゝの問題が一つあるのです。公務員は公共企業体の給与の引き上げに大體あとから行つて、かように私どもも考えますが、公共企業体の諸君は必ずしもそれは言わない。公務員のほうが先に行つて、われわれのほうがあとから行つてゐる。ここに一つの問題があるのです。これは労働組合に特に御理解のある社会党の方にお願いしてはまことに相済みませんが、その辺を私どもが考えるように、公務員がいつも公共企業体の職員の給与改定に追随をしている、かように私ども理解してはいますが、そういうことの方角に進んで、そうしてなるべく合はすようにしていただきたい、かように思ひます。

○河本委員長 田口君、簡単に願ひます。

○田口(誠)委員 それは認識してないわけだ。それはなぜかという、御承知のとおり、公務員の賃金の人事院勧告というものは、最低の生活をしておる中小企業の労働者の前年度の平均を持つてきて、そして公務員給与の格差を是正するわけなんです。これを完全実施をしたら、これで公務員の労働者は満足ではないわけだ。したがつて、七千円の要求をしたり、食えないようになれば、これは抵抗権を行使しますよ、好ましくないけれども……。そういうようなことになつてはいけませんので、私は、政府はそういう点を特に考へてもらわなくてはならないが、これ最大限の努力をしたと言われるけれども、してないという理由を申し上げますと、最大の努力をしたなら、払えない分は来年度の予算に組み込んで、週及精算をせざるを得ないのか。この問題については、いままで例があるわけなんです。公務員の退職金問題で例があるのだから、だからさういふことをしてでも人事院の勧告は守ることが、あなたの最初言われたところの憲法で保障された労働者、さうして法律を守る、こゝらにやらないわけでございます。なぜさういふことをやらなだということ。さうして公務員賃金の上がることは、毎年毎年のことなんです。だから、毎年毎年のことなら、災害対策費と同じように、来年の予算を組むときにどれだけの予算費をとつておいてやるか、いまさういふ、借金をして云々とかいろいろ言われますけれども、私は非常にやりやうと思ひます。さういふような処置をとりやうとおらないというところは、先ほど来言つた幾つかの法律に労働賃金というもののウエートは非常に高いということの認識が、あなた方は足りないわけなんです。だから、その点を認識を改めてもらつて、来年はさういふ態度で進むのかということ、そして今年の場合にはこれは国会でできまふし、きめることにはあまり抵抗してもらつちや困るわけなんです。その点をひとつじょうずに答弁してもらつて、私はこれで終わります。

○佐藤内閣総理大臣 政府が田口君におしかりを受けました。私は、給与問題はたいへんな問題だ。諸法律等においても、たゞ読み上げられたように、まず第一に給与を確保する、こういう態度でなくてはならない。政府におきましてももちろんこの給与を第一に考へべきこと、これは非常に私どもも注意しておるところでございますから、この点では田口君の御指摘になったとおりだ、かように考えます。

しかし、たゞいま予算編成について予備費をやせとかいうようなお話が出ておりますが、それは一つの方法だと思ひます。けれども、同時にこのことは予算がどぶり勘定にもなるというようなおそれが非常にありますので、よほどこの点を考へていかなければならぬと思ひますから、たゞいましるうとである私が予算編成の基本方針を申すよりも、それはしばらく預からしていただきたい。たゞいまのたゞいへん案かと思ひますけれども、そういう意味で検討いたします。

○田口(誠)委員 それでは私はこれで終わります。大体私の確認したことは全部御承認されて、前向きな姿勢で来年度は取り組むし、いろいろ予算の問題等についても非常にまじめに検討していただくということがことばじりからうかがわれましたので、それを大いに期待をして、国会は国会の独自の立場で、この法案では不満だから、この内容を相談して修正をしていきたい、かように考えております。

時間がございませんので、私の質問はこれで終わります。
○河本委員長 関連質問がありますので、これを許します。村山喜一郎。
○村山(喜)委員 佐藤総理にただ一言だけお尋ねをし、考え方を聞きたい点があります。
それは、人事院勧告を実現したい、完全に実現をやりたいのだが、内容は人事院勧告のとおりなだけで、財源的に時期を九月にせざるを得

なかった、こういう説明であります。このときに、内容面において私は考えなければならぬ点に、佐藤総理の人間尊重という立場から出てくるのではなからうかと思ひますのは、同じ公務員でありましても、上級職の公務員と下級職の公務員(の適用を受けず職員)の行(の職員の中)には、御承知のように八十三歳にならなければ大蔵省説明の五人世帯の給与に達しないという金額になる者があるのです。これはやはりどうしても公務員の給与が低いというところに問題があります。そこで、こういうような理論論計費といひますか、家計費の上から見て赤字が生ずる階層というものに対しては、何らかの時期を設定する場合にも、その層については特に配慮するという考へ方がなければならぬのではないかと。それを一律に、上級職の公務員も、あるいはそういうような単純労働に携わっております行(の職員)についても、同じように九月からするということは、格差をますます拡大をさせるし、人間の生活を尊重するといふ態度にはならない。そういうような点について検討をされたらうと思ふのですが、そのような方向を今後検討をしていかれる御用意があるかどうか、この点だけお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 なかなかむずかしいお尋ねだと思ひます。おそらく人事院が給与についての勧告をいたします際に、各階層また各業種、それらの間に均衡をとった勧告をされた、かように私は思ひますが、そういうものでないか、一つだけについて特に考慮を払うとかということになると、全体のたてまえがこわされるのではないだろうか、かように思ひますが、たゞいま村山君が特別に御指摘になりましたようなことについて、人事院はどういうように考へるか。私はむしろ総合的に、そして各業種間、各年令間、またそういう均衡のとれたたてまえが必要なんじゃないか、かように思ひます。

○村山(喜)委員 時間がありませんので申し上げますが、時期をいつにするかということを含めて

のは、政府がきめたのです。ですから人事院の勧告の内容の問題じやなくて、そういうような下層の公務員というものについて、特に生活の実態の上から見て必要であるというところについては、人間尊重というあたたい思いやりが必要ではないかということをおし申し上げたわけですね。総理の今後の御検討を願つておきたいと思ひます。

○河本委員長 受田新吉君。
○受田委員 時間は十分を厳守します。
○河本委員長 受田君、予算委員会が始まりましたので、五分くらいでお願いいたします。
○受田委員 それでは私、二点だけ。
総理は非常に御健康であるから私安心しておるのでございますが、総理の勤務というものは、この内閣委員会、主管大臣である総理大臣として、たびたび御苦勞願うわけにいかないわけなんです。きょうは非常に差し繰つていただいであれしく思ひますが、この内閣法第九条による総理のあらかじめ指定する臨時代理という制度をぜひおとりになられて、総理にかわつてこの内閣委員会などの責任ある答弁をしていただくような形、あなたのお兄さんも御健康であります、池田さんなどはやなくなられました。この機会にいわれる副総理なるものを置きなるといふことは、佐藤さんとしてはぜひ必要であると思ひます。そして、こうして給与に關係する問題などは、その副総理をもつて答弁せしめる。お隣に総務長官がおられますが、これは総理大臣にかわつたお仕事をされるこの安井先生に副総理をやつていただいても、総務長官が副総理を兼ねるといふことでも、私は筋が通ると思ひます。これが一つ。これはあなたの御健康を憂へ、また国々には、明らかに第一副首相、第二副首相をまで置いている国が御存じのようになくさんあるわけ、この機会に総理一人一人で国政の全責任を負うというときには限界があることを憂へ、先輩池田先生の御長逝を悲しむ思いがまぎまぎとよみがえりますので、ぜひひとつ副総理を置くという内閣法第九条の規定を、佐藤先生においてこの際断固実行していただきたい。

もう一つ、この給与に關係する問題を私長く担当させていただいておりますが、総理にどうしても御答弁願わなければならぬ問題があるので、それは、給与担当大臣では解決できない、各省にまたがる給与のアンバランスという問題です。外務省は外務公務員の給与という法律、法務省は検察官の俸給という名称を持つて、裁判官の報酬という名称を持つて、防衛庁は防衛庁職員の給与法というのを御出しになる。こういうふうな給与担当大臣である総務長官の所管外のところから、政府提案の給与法案がどんどん出てくるわけですね。このあたりで総理におかれまして、給与の統一性、一貫性という意味から、一般職、特別職にわたる給与をひとつの機会に、統制ある御措置をおとりになるべきではないか。(賛成と呼ぶ者あり)御賛成の声がわき起こつております。

次は、現職の公務員と退職した公務員との間に、非常に待遇の差が起きている。現職の人、退職後は一向退職者の年金、恩給は上がらないとすれば、これはやめるといふ気持ちが起こる。なるべくねばらうという気持ちが起こります。この問題は、現職に對して退職者の処遇を改善するといふ点から、スライド制をぜひ実行していただくといふこと、そして同時に、この機会に月給を今度でも四カ月差し繰るわけにござい

ますが、そういうところから勤務形態にひびが入る。この五月実施ができない部分は多少出勤をおそくしてもいいというふうな気持ちになつて、官庁などは十時ごろにそろそろと出る。私はよく官庁に行つてみるが、九時にきちんと局長や職員が出てくる官庁は、非常に少ない。やはり勤務時間特に提唱されるいまの佐藤先生の方でこの政治がきまる段階で、ひとつ綱紀粛正、勤務の厳正、行政の能率化、臨時行政調査会の答申をりっぱに実行に移されることを希望いたしました、私の質問を終わることにします。御答弁をお願いしま

す。

○佐藤内閣総理大臣　まず第一が、もし私の健康を心配しての人情論であるならば、これはありがたく拝聴いたしておきます。しかし、実際の事務的な問題でそれが必要だということについては、これは事故がある場合にはいつでもつくり得るようになっておりますので、いまの制度上、私がただ健康だから置いてないだけでございますので、必要があればたゞいまも置けることになっております。

それから第二の問題は、やめた者と現職との間に非常に開きがあるというお話です。それでスライド制がしばしば言われておりますが、これについては、機会あるごとにスライド制を研究するということでお答えしておると思います。まだ十分結論が出ておりません。何ぶんにも大きな問題でありますから、したがってこれも検討さしていただきたいと思ひます。

また、給与表について、いろいろの特別職がある。確かにこれが単一化されることが望ましいのでありますから、こういう点についても、今後の問題として検討していきたいと思ひます。しかしながら、全体の給与が少くない結果かもしれないが、特別職もどうしても設けざるを得ないような実情にあることも、御承知おき願ひたい、かように思ひます。

また、綱紀肅正、その大事なことは御指摘のとおりであります。ことに勤務時間が厳守されない、かようなことは、非効率の原因でもある、かように考えますので、能率をあげる、こういう意味からも時間を厳守する、かようなことを特に強く言わなければならない。綱紀肅正は、私の内閣の使命でもある。この点を御了承いただきたいと思ひます。

○河本委員長　次会は、明二十三日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十二分散會

昭和四十年十二月二十五日印刷

昭和四十年十二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局